

## II 適用額明細書の書き方

### 1 記載要領

以下の欄については、租特透明化法による適用実態調査として、法人税関係特別措置ごとの適用法人数、適用額の総額等を集計するために必要ですから、忘れずに記載又は入力してください。

欄名	記載要領
①当初提出分・再提出分	当初提出分及び再提出分のいずれかに該当するものを○で囲んでください。 e-Taxソフトにより提出される場合は、該当するもののラジオボタンをクリックしてください。
②整理番号	P(8)～P(10)を参照し、法人の整理番号を転記してください。 e-Taxソフトにより提出される場合は不要です。
③提出枚数	提出枚数を記載又は入力してください。
④事業種目 (P(11)～P(13)の表を参照)	その事業年度における主たる事業内容を記載又は入力してください。 e-Taxソフトにより提出される場合、主たる事業内容と異なるものが表示されていたら、正しいものを入力してください。
⑤業種番号 (P(11)～P(13)の表を参照)	【書面での申告】 P(8)を参考に送付される法人税確定申告書に同封された「確定申告について」を参照して転記してください。 なお、印字された業種番号がその事業年度における主たる事業内容と異なる場合は、P(11)～P(13)の一覧表を参照して該当する業種番号を記載してください。 【e-Taxでの申告】 e-Taxソフトをご利用されている場合は、P(11)～P(13)の一覧表を参照して該当する業種番号を記載してください。
⑥期末現在の資本金の額 又は出資金の額	期末現在の資本金の額又は出資金の額を円単位で記載してください。 e-Taxにより提出される場合は原則不要ですが、実際の金額と異なるものが表示されていたら、正しい金額を入力してください。
⑦所得金額又は欠損金額	所得金額又は欠損金額を円単位で記載又は入力してください。
⑧租税特別措置法の条項	適用した租税特別措置法の条項を記載又は入力してください。
⑨区分番号	該当する区分番号を記載又は入力してください。
⑩適用額	適用した金額を円単位で記載又は入力してください。

## 2 租税特別措置法の条項・区分番号・適用額の記載の仕方

(適用額明細書)

様式第一 FB4010

平成 25 年 7 月 1 日 自平成 24 年 05 月 01 日 ① 事業年度分の適用額明細書  
 麴町 税務署長 至平成 25 年 04 月 30 日 (当初提出分・再提出分)

〒 100-0000 東京都千代田区大手町 1-1-1 ② 整理番号 00123333  
 電話 (03) 3313-3313 ③ 提出枚数 1 枚 うち 1 枚目  
 (フリガナ) カシカイヤ コトシヨウジ ④ 事業種目 医薬品卸売業 ⑤ 業種番号 35  
 法人名 株式会社 国税商事  
 ⑥ 期末現在の資本金の額又は出資金の額 10000000 円  
 ⑦ 所得金額又は次損金額 10000000 円

租税特別措置法の条項	区分番号	適用額
⑧ 平成 25 年旧措置法第 42 条の 4 第 6 項	⑨ 00009	⑩ 300000

当該適用額明細書を再提出する場合には、訂正の用紙は機械で読み取ります。

この用紙はとじこまないでください

(別表様式)

※「平成25年旧措置法」を適用する場合には、租税特別措置法の条項欄の上の余白部分に「平成25年旧措置法」と記載してください。

**7欄** 中小企業者等が試験研究を行った場合の法人税

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の

① 租税特別措置法の条項欄に、**平成25年旧措置法第42条の4第6項** ※1又は「第42条の4第6項」※2

② 区分番号に、**「00009」** ※1又は「00429」※2

③ 適用額欄に、当該別表六(七)7欄の金額(円単位)を記載してください。

※1 平成25年旧措置法第42条の4第6項「00009」平成25年4月1日以前に開始した事業年度  
 ※2 第42条の4第6項「00429」平成25年4月1日以後に開始した事業年度

事業	法人名	試験研究の特別控除の計算に関する明細
研究費の額	17	当該事業年度 前事業年度又は前連結事業年度 ① 氏 ② 氏
事業年度の月数	18	当該事業年度 前事業年度又は前連結事業年度 ① 氏 ② 氏
試験研究費の額(17)×(18)	19	当該事業年度 前事業年度又は前連結事業年度 ① 氏 ② 氏
前期繰越額又は当期控除可能額	20	当該事業年度 前事業年度又は前連結事業年度 ① 氏 ② 氏
当期控除額	21	当該事業年度 前事業年度又は前連結事業年度 ① 氏 ② 氏
翌期繰越額	22	当該事業年度 前事業年度又は前連結事業年度 ① 氏 ② 氏
計		当該事業年度 前事業年度又は前連結事業年度 ① 氏 ② 氏

別表六(七) 平二五・四・一以後終了事業年度分

税額控除	金額
法人税額超過構成額(別表六(二十三)「10の②」)	6
当期分の特別控除額(5)-(6)	7 <b>300,000</b>

### 3 整理番号・業種番号の表示位置

【書面で提出する場合】（前年の申告書を書面で提出した法人）

送付される法人税確定申告書に同封された「確定申告について」を参照してください。

（確定申告について）

別表一(一)青色申告用

東京都千代田区大手町1-1-1 株式会社 国税商事 代表取締役 国税太郎 平成 24 年 5 月 1 日 平成 25 年 4 月 30 日	06 3500 00 *	整理番号 <b>00123333</b> 上記の番号は、貴法人の整理番号です。税務署ではこの番号によって書類の整理を行っています。
---	--------------	---

税務署長

貴法人の法人税の確定申告書の提出期限が近づいてきました。確定申告書の提出期限は、その延長が認められる場合を除き、事業年度終了の日の翌日から2か月以内であり、また、その提出期限が法人税の納付期限でもありますので、次の事項にご留意のうえ期限内に申告・納付してください。

◎ 確定申告書や附属書類は、次の部数を提出してください。

1 確定申告書……………部

（適用額明細書）

F 4 0 1 0

平成 25 年 7 月 1 日  
 自平成 24 年 05 月 01 日  
 至平成 25 年 04 月 30 日

麹町 税務署長宛

① 事業年度分の適用額明細書 (当初提出分・再提出分)

納税地 東京都千代田区大手町1-1-1 電話(03) 3313-3313	② 整理番号 <b>00123333</b>
(フリガナ) カシガイヤ コベイショウ 法人名 株式会社 国税商事	③ 提出枚数 1 枚 / うち 1 枚目
④ 事業種目 医薬品卸売業	⑤ 業種番号 <b>35</b>
⑥ 期末現在の業本金額又は用資金の額 10000000	⑦ 前期末額又は欠損金額 10000000

O C R 入力用（この用紙は機械で読み取ります。訂正箇所のみ記載。折つたり汚）

この用紙はとじこまいでください

租税特別措置法の条項	区分番号	適用額
⑧ 平成25年旧措置法 第42条の4第6項第⑨	00009	⑩ 3000000

**【書面で提出する場合】（前年の申告を e-Tax で行った法人）**

e-Tax で申告される方で、書面により適用額明細書を提出される場合の整理番号については、メッセージボックスに格納される申告のお知らせを参照して記載してください。

また、業種番号については、P(11)～P(13)の一覧表を参照して該当する業種番号を記載してください。

（申告のお知らせ）

利用者識別番号 XXXXXXXXXXXXXX	別表一(一)青色申告用
整理番号 00123333	
東京都千代田区大手町1-1-1	
株式会社 国税商事	
代表取締役 国税太郎 殿	
麴町 税務署長	
平成 24 年 05 月 01 日	
平成 25 年 04 月 30 日	
事業年度分の確定申告について	
貴法人の法人税の確定申告書の提出期限が近づいてきました。確定申告書の提出期限は、その延長が認められ	

（適用額明細書）

様式第一		F B 4 0 1 0	
平成 25 年 7 月 1 日	自平成 24 年 05 月 01 日	① 事業年度分の適用額明細書 (当初提出分・再提出分)	
麴町 税務署長殿	至平成 25 年 04 月 30 日		
〒 東京都千代田区大手町1-1-1	② 整理番号 00123333		
電話 03 ) 3313 - 3313	③ 提出枚数 1 枚		
(フリガナ) カクシカ イシヤ コクセ イショウジ	④ 事業種目 医薬品卸売業	⑤ 業種番号 35	
法人名 株式会社 国税商事			
⑥ 本報告の 本金の額又は 資金の額	10000000		
⑦ 借入金又は 借金の額	10000000		
租税特別措置法の条項		区分番号	適用額
⑧ 平成 25 年旧措置法 第 42 条の 4 第 6 項 第 号		⑨ 00009	⑩ 300000
第 条 第 項 第 号			
第 条 第 項 第 号			

P(11)～P(13)を参照して、該当する業種番号を記載してください。

**【e-Tax を利用して提出する場合】**

e-Tax を利用して適用額明細書を提出される場合の整理番号については、メッセージボックスに格納される申告のお知らせを参照して記載してください。

また、業種番号については、P(11)～P(13)の一覧表を参照して該当する業種番号を入力してください。

(申告のお知らせ)

利用者識別番号 XXXXXXXXXXXXXXXXXX	別表一(一)青色申告用
整理番号 <b>00123333</b>	
東京都千代田区大手町1-1-1	
株式会社 国税商事	
代表取締役 国税太郎 殿	麴町 税務署長
平成 24 年 05 月 01 日	事業年度分の確定申告について
平成 25 年 04 月 30 日	
貴法人の法人税の確定申告書の提出期限が近づいてきました。確定申告書の提出期限は、その延長が認められ	

(適用額明細書)

様式第一

平成 25 年 7 月 1 日  
麴町 税務署長殿

自 平成 24 年 5 月 1 日 事業年度分の適用額明細書  
至 平成 25 年 4 月 30 日  当初提出分  再提出分

納税地 東京都千代田区大手町1-1-1	② 整理番号 <b>00123333</b>
電話 (03) 3313 - 3313	③ 提出枚数 1 枚 うち 1 枚目
(フリガナ) 加シカ イセ コケ イショウ	④ 業種目 医薬品卸売業 ⑤ 業種番号 <b>35</b>
法人名 株式会社 国税商事	提出年月日 年 月 日
⑥ 期末現在の 資本金の額又は 出資金の額 10,000,000 円	※ 商務署処理欄
⑦ 所得金額又は 欠損金額 1,000,000 円	

当該適用額明細書を再提出する場合には、訂正箇所のみ記載するので

租税特別措置法の条項	区分番号	適用額
⑧ 平成 25 年旧措置法 第 42 条 の 4 第 6 項 第 号	⑨ 0000	⑩ 300,000 円
第 条 第 項 第 号		

P(11)～P(13)を参照して、該当する業種番号を入力してください。

※ e-Tax ソフトをご利用の方につきましては、P(11)～P(13)の表を帳票ペルプからもご確認いただけます。

事業種目・業種番号一覧表

事業種目		業種番号	事業種目	業種番号	
食料品製造業	水産食料品	01	金属製品製造業	20	
	調味料				被覆、彫刻、その他の金属表面処理
	精穀、製粉				くぎ、ボルト、ナット、線材製品
	砂糖		機械製造業	21	その他の金属製品
	菓子				金属加工機械
	パン類				繊維機械
	清涼飲料				農業用機械
	酒類				建設機械
	畜産食料品				産業用機械
	その他の食料品				事務用・サービス用・民生用機械器具
製糸、紡績、ねん糸業	製糸	02	産業用電気機械器具製造業	22	
	紡績				産業用電気機械器具
	ねん糸				電子機器
織物業	綿・スフ織物	03	民生用電気機械器具電球製造業	23	
	絹・人絹織物				民生用電気機械器具、電球
	毛織物		通信機械器具製造業	24	通信機械器具
	その他の織物				
ニット製造業	ニット	04			
染色整理業	染色整理	05			
その他の繊維工業		06			
衣服、その他の繊維製品製造業	男子服、作業服、学校服	07	輸送用機械器具製造業	25	
	婦人、子供服				鉄道車両
	ワイシャツ、下着				自転車・オートバイ
	帽子、毛皮製衣服、その他の衣服		船舶		
	その他の繊維製品		その他の輸送用機械器具		
木材、木製品製造業	製材	08	光学機械器具等製造業	27	
	木製容器				光学機械器具、レンズ、眼鏡
	その他の木製品		時計・同部品製造業	28	
家具、装備品製造業	家具	09	その他の製造業	29	
	建具				がん具、娯楽用品、スポーツ・体育用品
	その他の家具・装飾品				事務用品
パルプ、紙、紙製品製造業	パルプ、紙	10	その他の製造業	29	
	紙製容器				貴重金属製品
	その他のパルプ・紙製品				楽器、レコード
新聞、出版、印刷業	新聞、出版	11	その他の製造業	29	
	印刷				装身具、装飾品
	製版、製本、その他の印刷物加工				プラスチック製品
化学工業	化学肥料	12	飲食料品卸売業	31	
	有機化学工業製品				米穀類
	化学繊維				野菜、果物
	油脂加工品、石けん、塗料等				食肉
	医薬品				生鮮魚介そう
その他の化学工業	その他の農水畜産物				
石油製品製造業	石油精製	13	飲食料品卸売業	31	
	その他の石油製品				酒類
石炭製品製造業	石炭製品	14	繊維品卸売業	32	
ゴム製品製造業	ゴム製品	15			乾物
皮革・同製品製造業	皮革製品	16	繊維品卸売業	32	
窯業、土石製品製造業	ガラス・同製品	17			菓子、パン類
	セメント・同製品				その他の飲食料品
	建設用粘土製品、耐火物				生糸、繭、原糸、繊維品
	陶磁器・同関連製品				呉服、太物
	その他の窯業・土石製品				その他の織物
鉄鋼業	鉄鋼	18	繊維品卸売業	32	
	銑鉄鋳物				洋服類
非鉄金属製造業	非鉄金属	19	繊維品卸売業	32	
	構築用金属製品				寝具類
金属製品製造業	金属打抜き・プレス加工	20	建築材料卸売業	33	
					靴、履物
			かばん、袋物		
			下着類		
			小間物		
			洋品雑貨、その他の繊維品		
			木材、竹材		
			セメント		

事業種目	業種番号	事業種目	業種番号						
建築材料卸売業	33	医薬品、化粧品 小売業	45						
板ガラス その他の建築材料		医薬品 化粧品							
家具、建具、じゅう器卸売業	34	百貨店	46						
				百貨店 各種商品小売					
		趣味・娯楽洋品 等小売業	47						
				スポーツ用品 がん具、娯楽用品 楽器、レコード 貴金属製品、宝石 その他の趣味・娯楽洋品等					
機械器具卸売業	36	その他の小売業	49						
				一般機械器具 自動車・同部品 輸送用機械器具 精密機械器具 電気・通信機械器具					
				燃料 書籍、雑誌 文房具、紙 中古品 農機具 写真機、写真材料 時計、眼鏡 自動車、自転車 土産物 その他の小売					
				石炭 石油 鉱物 鉄鋼 非鉄金属					
				貿易業	38	総合建設業	51		
貿易 輸出 輸入									
一般土木建築工事 土木工事 建築工事 木造建築工事									
その他の卸売業	39			職別建設業	52				
						紙、紙製品 再生資源 家庭用金物 建築用金物 薪炭類 肥料 文房具 がん具、娯楽用品 貴金属製品、宝石 その他の卸売			
						職別土木建築工事 電気・通信工事 管工事 その他の設備工事			
		鉄道業	61						
		飲食料品小売業	41	道路旅客運送業	62				
				道路貨物運送業	63				
				水運業	64				
				倉庫業	65				
				放送・電信・電話業	66				
				電気供給業	67				
ガス・熱供給業	68								
その他の運輸、 運輸付随サービス、 水道業	69								
各種食料品 酒 食肉 鮮魚 野菜、果物 菓子、パン類 米穀類 料理品 その他の飲食料品									
織物小売業	42			対個人サービス業	71				
呉服 洋服地									
衣服、身の回り品小売業	43	対個人サービス業	71						
						寝具類 男子既製服 男子注文服 婦人・子供服 靴 履物 洋品雑貨 小間物 その他の衣服・身の回り品			
						洗濯 洗い張り、染物 写真 理髪 美容 浴場 ソーブランド 駐車場 保育所、老人ホーム その他の対個人サービス			
						家具、建具、じゅう器小売業	44	対事業所サービス業	72
								映画業	73
						映画館 映画サービス			

事業種目		業種番号	事業種目		業種番号
娯楽業	パチンコ	74	農林業	農業	81
	ゴルフ場			林業	
	運動施設		漁業、水産養殖業	漁業	82
	その他の娯楽		金属鉱業		83
その他のサービス	土木建築サービス	75	石炭鉱業		84
	医療保険		原油・天然ガス鉱業		85
	医療関連サービス		非金属鉱業	採石、砂・砂利採取	86
	廃棄物処理			その他の非金属鉱業	
	その他のサービス		銀行・信託業	銀行	87
自動車修理業	自動車修理	76			
その他の修理業	機械修理	77		信用金庫	
	電気機械修理			信用組合	
	その他の修理		農業協同組合		
料理・飲食店業	料亭	78	銀行・信託業	漁業協同組合	87
	日本料理			その他の銀行・信託	
	大衆酒場、小料理			質屋	
	外国料理		その他の金融業	貸金	88
	すし		その他の金融		
	そば、うどん		証券、商品取引業	証券、商品取引	89
	バー		保険、保険サービス業	保険、保険サービス	90
	キャバレー		不動産業	建売、土地売買	91
	喫茶			不動産代理仲介	
	その他の飲食			その他の不動産	
旅館業	温泉旅館、観光ホテル	79	その他の産業	教育	99
	ラブホテル、モーテル			分類不能	
	ホテル、普通旅館				
	その他の旅館				

#### 4 記載に当たっての留意事項

- (1) 次の事項に留意して、黒のボールペンで丁寧に記載してください。
  - ① □の枠が設けられている数字の記載欄は、位取りを誤らないように注意して、1枠内に1文字を右詰めで記載してください。  
なお、桁あふれが生じる場合は、枠を無視して記載してください。
  - ② 「所得金額又は欠損金額」欄の記載すべき金額がマイナスのときは、その数字の一つ上の桁の枠内に「-」又は「△」を付してください。
- (2) 記載を了した適用額明細書は、他の書類にとじこまずに、申告書に挟み込んで提出してください。
- (3) 適用額明細書を再提出する場合には、訂正箇所のみ記載するのではなく、全ての租税特別措置について記載してください。
- (4) OCR入力用の用紙は機械で読み取りますので、折ったり汚したりしないでください。



# 記載誤りにご注意ください

提出された適用額明細書には、次のような記載誤りが多く見受けられます。  
 適用額明細書に記載誤りがある場合は、正しく記載した適用額明細書を改めて提出していただく必要がありますので、適用額明細書の作成に当たっては、ご注意ください。

## 《よくある記載誤り》

- ① 法人税申告書別表からの転記誤り
- ② 区分番号の記載誤り
- ③ 中小（連結）法人等の軽減税率の適用額の記載誤り
- ④ 所得が0又は欠損の法人による税額控除適用等の記載誤り

## 《適用額明細書》

① 法人税申告書別表一（一）等の「期末現在の資本金の額又は出資金の額」及び「所得金額又は欠損金額」の各欄の金額と同額を記載してください。  
 ※ 欠損金額は、金額に「△」又は「－」を付してください。

FB4010

事業年度分の適用額明細書  
(当初提出分・再提出分)

4年 5月 1日  
5年 4月 30日

③ 中小（連結）法人等の軽減税率は、年800万円が限度とされていますので、所得金額が800万円を超える事業年度であっても、適用額明細書の適用額の記載は年800万円までとなります。

法人名 財務電子株式会社

期末現在の資本金の額又は出資金の額 40000000  
 所得金額又は欠損金額 180358238

租税特別措置法の条項	区分番号	適用額
第42条の3の2第1項第1号	00380	8000000
平成25年旧措置法第42条の4第6項第1号	00009	3056976
第42条の4第9項第1号	00011	763335
第42条の5第2項第1号	00296	2940000
第42条の5第1項第1号	00277	3000000

④ 所得金額が0又は欠損の法人である場合、当期は「税額控除」や「中小（連結）法人等の軽減税率」の適用がありませんので、適用額明細書には、これらの措置の記載は必要ありません。

② 「区分番号」は、税制改正に伴い同一の措置であっても改正前後で区分番号が異なる場合がありますので、適用する対象事業年度の「区分番号」を確認の上、記載してください。